

事業計画者	住 所		氏 名		職業又は主要業務	
	豊見城市字上田〇〇番地〇		(有)豊見城建設 代表取締役 豊見城 太郎		建設業	
申請地	豊見城市字 上田 西後原 〇〇番〇 (1,200㎡)					
既存の資材置場の状況 (〇月〇日 現在)	所在地	面積	資材()の種類	数量	保管方法	
	豊見城市 字上田 東後原 〇〇番地〇 〇〇番地〇 合計	200㎡ 300㎡ 500㎡	鋼材 バラス ユンボ 2t車両	5t 5t 1台 1台	屋外	
新たに資材置場を必要とする具体的理由	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の資材置場が狭いため。 ・規模拡大に伴い新しい資材置場が必要。 ・建設会社から独立するため。 ・既存の資材置場の契約期間が終わったため。 ・公共工事の一時的な資材置場が必要なため。 					
申請地を選定した理由 (事業所等との位置的關係等)	<ul style="list-style-type: none"> ・所有地が申請地しかないため。 ・事務所から近く業務上便利なため。 ・既存の資材置場から近く業務上便利なため。 ・賃貸契約できる土地が申請地しかないため。 ・申請地が親類所有の土地で借りれるため。 ・公共工事の一時的な資材置場が現場近くに必要なため。 					
申請地の利用計画	資材()の種類		数量	必要面積	保管方法・その他	
	鋼材 足場資材 バラス 残土 ユンボ 2t車両		10t 10t 5t 5t 1台 2台	1,200㎡	屋外	
附帯施設の計画	種 別		数量	面積	構造・その他	
	仮設プレハブやコンテナなど附帯施設の設置は計画していません。					
隣接地等への被害防除及び保安措置等	隣地との境界には、ブロック(80cm)の上に金網フェンスを設置して、土砂の流出や溢水がないようにします。万一、周辺地に被害を与えた場合は、責任をもって対処します。					
その他特記事項						

※譲受人が、既に同様の施設を有している場合は、ここに記入してください。(他市町村に所持している場合を含む)

また、既存の施設の位置図と現況の写真(図面も可)を添付してください。

※申請に係る農地の面積は、転用事業の内容、敷地の形状、建物の配置等から必要最小限度の面積である必要があります。転用面積が適正と認められない場合は許可をすることができませんので、本資料に記載する設置・配置物(資材、車両等)の種類と数量について、別添の必要添付書類である「利用計画図」の作成の際に、申請地における設置・配置計画を図で示してください。

- 注) 1 申請人の職業・業務について行政庁の営業免許等を要するものはその写しを添付すること。
 2 既存施設等の状況資料として位置図及び平面現況図(又は写真)を添付すること。
 3 申請地の利用計画及び附帯施設計画については平面図を添付すること。
 4 附帯施設の計画がない場合は、空欄ではなく「仮設プレハブやコンテナなど附帯施設の設置は計画していません」などと具体的に記載すること。

【農林水産省作成資料「農地法の運用について」、沖縄県作成資料「農地法関係事務処理の手引き」より】
 関連法令:農地法施行規則第47条第4号

※転用計画において、隣接地等への被害防除・保安措置等の計画が十分でない場合は、下記のとおり許可をすることができませんので、具体的な計画を記載してください。また、別添の必要添付書類である「利用計画図」の作成の際にも、具体的な被害防除・保安措置の計画を示してください。

【農林水産省作成資料「農地法の運用について」、沖縄県作成資料「農地法関係事務処理の手引き」より】 関連法令:農地法第4条第6項第4号、第5条第2項第4号
 申請に係る農地の転用行為により、土砂の流出又は崩壊その他の災害(ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等)により周辺の農地の営農条件への支障がある場合を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合には、許可をすることができない。